エンボン酸スピラマイシンを有効成分とする飼料添加剤	すずき目魚類	１日量として体重１kg当たり40mg（力価）以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前30日間
塩酸スペクチノマイシンを有効成分とする飼料添加剤	豚	飼料１ｔ当たり100ｇ（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
塩酸スペクチノマイシンを有効成分とする飲水添加剤	鶏（産卵鶏を除く。）	飲水１ｌ当たり500mg（力価）以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前11日間
スルファジメトキシン又はそのナトリウム塩を有効成分とする飼料添加剤（別表第２に掲げるものを除く。）	豚	飼料１ｔ当たり2,000ｇ以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料１ｔ当たり1,000ｇ以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
スルファジメトキシン又はそのナトリウム塩を有効成分とする飲水添加剤	豚	１日量として体重１kg当たり100mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	飲水１ｌ当たり500mg以下の量を溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
スルファジメトキシン又はそのナトリウム塩を有効成分とする注射剤（別表第２に掲げるものを除く。）	牛	１日量として体重１kg当たり50mg以下の量を筋肉内又は静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前14日間又は食用に供するために搾乳する前120時間
	馬	１日量として体重１kg当たり30mg以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前７日間
	豚	１日量として体重１kg当たり100mg以下の量を皮下又は筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
スルファメトキシピリダジンナトリウムを有効成分とする飼料添加剤	豚	１日量として体重１kg当たり50mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
スルファメトキシピリダジンナトリウムを有効成分とする飲水添加剤	豚	１日量として体重１kg当たり50mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
スルファメトキシピリダジンを有効成分とする強制経口投与剤	豚	１日量として体重１kg当たり50mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
スルファメトキシピリダジンを有効成分とする注射剤	豚	１日量として体重１kg当たり80mg以下の量を皮下又は筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前７日間
スルファモイルダプソンを有効成分とする飼料添加剤	豚	１日量として体重１kg当たり５mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
スルファモイルダプソンを有効成分とする注射剤	豚	１日量として体重１kg当たり20mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前30日間
スルファモノメトキシン又はそのナトリウム塩を有効成分とする飼料添加剤（別表第２に掲げるものを除く。）	牛（搾乳牛を除く。）	１日量として体重１kg当たり60mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前７日間
	馬	１日量として体重１kg当たり50mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前７日間
	豚	飼料１ｔ当たり2,000ｇ以下の量を混じ、又は１日量として体重１kg当たり60mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前７日間
	鶏（産卵鶏を除く。）	飼料１ｔ当たり1,000ｇ以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前７日間
	すずき目魚類	１日量として体重１kg当たり200mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前15日間
	にしん目魚類（海水中で養殖されているもの）	１日量として体重１kg当たり100mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前30日間
	にしん目魚類（淡水中で養殖されているもの。ただし、あゆを除く。）	１日量として体重１kg当たり150mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前30日間
	うなぎ目魚類（うなぎにあっては、体重100ｇ以下のもの及び食用に供するために水揚げする前30日間は飼育水の交換率が１日平均40%以上の条件におかれる体重100ｇを超えるもの）	１日量として体重１kg当たり200mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前30日間
	あゆ	１日量として体重１kg当たり100mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前15日間